

2022年2月9日

保護者の皆様へ

株式会社パソナフォスター

保育所における新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、保育園の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、施設においても厚生労働省や関係自治体等の国の対応を基本としながら、保育園の運営を行っております。

については、管轄自治体における保育所等の新型コロナウイルスに係る臨時休園等の基本方針に準拠し、また感染拡大防止等も考慮した上、今後下記のとおり対応することにいたしました。

保護者の皆様におかれましては、ご自宅におかれましても感染予防に努めていただき、本対応についてのご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 基本方針に基づく対応

- (1) 保育園の運営に関しては、弊社リスクマネジメントの運営ルールに沿って、施設に勤務する職員の日々の体調管理および施設内における新型コロナウイルスの感染予防に応じた対応にて運営を行っております。（イベントの自粛や延期、日々の個人の衛生管理、園外外出や部外者の園訪問の抑止またはその禁止など）
- (2) 施設に勤務する職員および預かり園児ならびにその家族（家族以外の同居の者を含みます。以下、同じ）等にて、濃厚接触または感染が確認された場合は、京都大学および自治体・保健所等の行政機関との協議の上、一定期間休園措置を講じることがございます。
- (3) 万が一、預かり園児またはそのご家族が濃厚接触者者と特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から7日間は登園できません。
- (4) 預かり園児のご家族が濃厚接触者疑いとなった場合にも、疑いが生じた日から7日間は登園できません。ただし、7日を経過する前に濃厚接触者でないことが判明した場合には、そのときから登園をすることができます。

(注：濃厚接触者疑いとなった場合とは、例えば、預かり園児のご兄弟の小学校や保育園がコロナ陽性者発生により休校等となったが、濃厚接触者かどうかの連絡がこない状態である場合などです。この場合においては、当該小学校の休校等が解除された場合も、濃厚接触者でないことが判明した場合に該当します。)
- (5) 預かり園児または施設に勤務する職員が濃厚接触者としてPCR検査等を受けることが判明した場合、濃厚接触者発生の事実を他の利用者にも周知させていただきます。保育施設の利用を開始するに当たり、預かり園児の保護者から、当該園児にかかる上記の周知についての許可をいただくものとします。

2. 家庭での注意事項

各ご家庭で保護者、預かり園児またはそのご家族に次の①②の症状が見られる場合には、登園を避けて速やかに施設までご連絡ください。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合にも、無理な登園を控えてご家庭での保育にご協力ください。

- | |
|---|
| <p>①風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)</p> <p>②強いたるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
※ 基礎疾患等のある方は、②の状態が2日程度続く場合</p> |
|---|